

～地域貢献活動の実施について～

1 地域貢献活動とは・・・

- ◆ 集客施設(※1)は、地域住民の生活と密接な関わりを有し、また、地域のまちづくりや地域コミュニティに大きな影響を及ぼすことから、その設置者は、積極的に地域に貢献し地域の抱える様々な課題の解決に向けた取組の一翼を担うことが期待されます。
- ◆ 県では、県内すべての集客施設の設置者に対し、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するに当たって重要な、こうした地域貢献活動を実施するよう働きかけていきます。

(※1)集客施設・・・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など

2 設置者の責務・・・

- ◆ 県では、集客施設の設置者が地域と一体となった活動を促進するため、条例において、特定大規模集客施設(※2)の地域貢献活動の計画・実施状況の提出・公表を制度化しています。

(※2)特定大規模集客施設・・・集客施設のうち、「床面積が1万㎡超」又は「小売部分の店舗面積が6千㎡超」のもの



【地域貢献活動の一例】

地域貢献活動は、その地域における課題や施設の種類・規模などによってさまざまであると考えられます。より詳細な事例は、地域貢献活動ガイドラインをご覧ください。

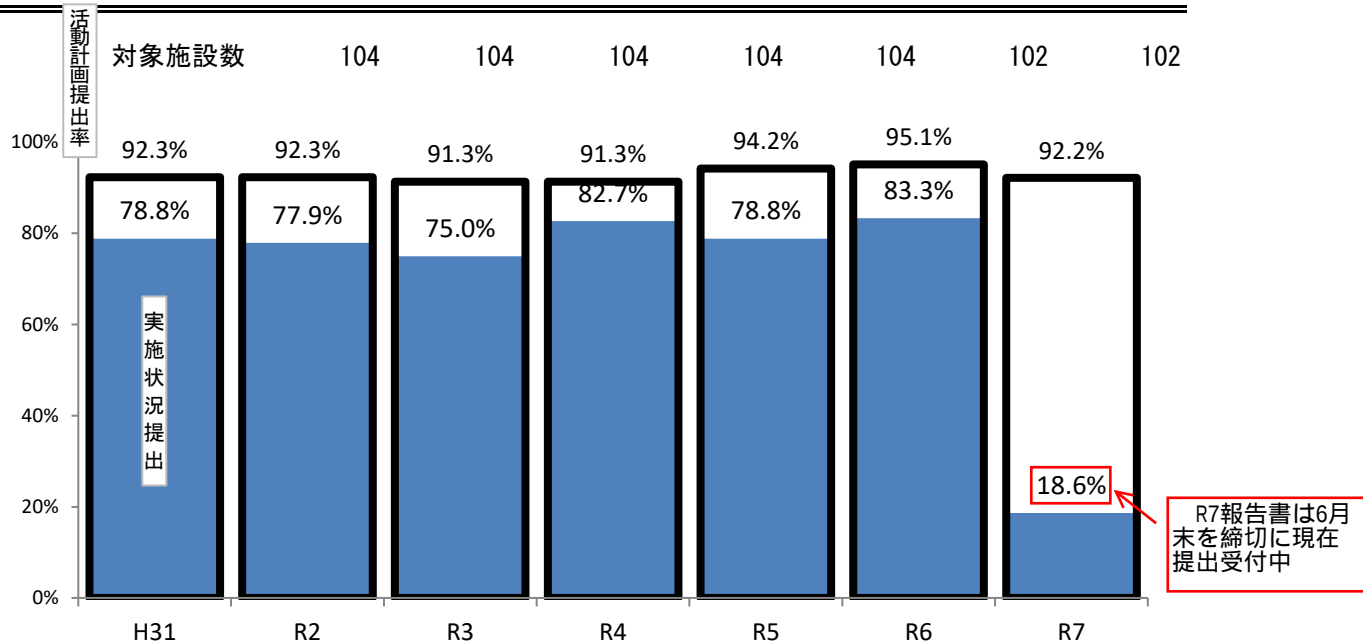


積極的な地域貢献活動の実施にご協力ください。

地域貢献活動の実施状況

■地域貢献活動計画書等の提出状況（R8. 6. 16現在）

		H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
活動計画 (※1)	提出施設数	96	96	95	95	98	97	94
	提出率	92.3%	92.3%	91.3%	91.3%	94.2%	95.1%	92.2%
実施報告 (※2)	提出施設数	82	81	78	86	82	85	19
	提出率	78.8%	77.9%	75.0%	82.7%	78.8%	83.3%	18.6%



※ 1 【例】 H25～H27分の計画書が提出された場合， H25・H26・H27の各年度の提出施設数に計上

※ 2 【例】 H30の実施状況が提出された場合， H30の提出施設数に計上

令和6年度に実施された地域貢献活動の内容（項目別実施施設数）

単位：施設数

